

入札監理小委員会における審議の結果報告 地震調査研究推進本部の評価等支援事業

文部科学省の地震調査研究推進本部の評価等支援事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成28年4月から平成31年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

○ 本事業は、公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表において、新規の事業として選定された。

地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別な機関として設置された地震調査研究推進本部における以下の評価等支援事業を行うものである。

- ・長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析
- ・会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理

特定の公益法人による一者応募が継続しており、競争性の確保が課題とされている。

○ 主な改善点

- ・複数年化（単年度⇒3年間）とし、国庫債務負担行為（平成28年度から平成30年度）を要求中。（27頁）
- ・仕様の明確化、情報開示の徹底
- ・共同事業体による入札（27-28頁）

2. 実施要項（案）の審議結果について

【論点①】

概ね最大震度6弱以上を観測する地震が発生した場合等に休日・祝日にかかわらず開催される地震調査委員会臨時会の会議運営支援を行うこととしているが、被災した場合も行う必要があるのか。

【対応】

本業務を実施する民間事業者が被災した場合には、その時点において可能な範囲で支援を行うことを明確にした。（7頁、19頁）

【論点②】

評価項目のうち、2-1及び3-1にある「類似の支援事業」とは、どのレベルでの類似を想定しているか。

【対応】

類似の支援事業、「類似の調査」については、「類似の支援事業（長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の収集や調査・分析）」と具体的な記載になるよう修正を行った。（30頁、別紙9-4）

その他、従来の実施に要した経費の「借損料」は事務所借料、倉庫・会議室借料等であることを確認した。（別紙8-1）

3. 意見募集結果等について

平成 27 年 11 月 13 日から 11 月 27 日の間意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは文部科学省に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上